

## ★児童扶養手当の現況届を忘れずに



※**児童扶養手当**を受給している方は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。該当の方は7月末にお送りする通知をご覧ください、必要書類をお持ちのうえ、手続きにお越しく下さい。なお、**所得制限により手当が全部支給停止の方も手続きが必要です。**

【受付期間】8月1日(月)～31日(水) 8:30～17:15 ※土・日・祝日を除く

【受付場所】・駅前ビル EAGA2 階 市立保健センター内受付ブース ☎ 31-0243

・市美都地域総務課 ☎ 52-2312

・市匹見地域総務課 ☎ 56-0302

### ※児童扶養手当とは

父母の離婚や父または母が死別、一定の障がい、生死不明、1年以上遺棄、拘禁、裁判所からのDV保護命令、未婚で出生などにより、18歳に到達した年度の3月31日(児童が心身に中度以上の障がいのある場合は20歳未満)までの間にある児童を養育している父、母、または養育者に支給されます。申請には戸籍謄本ほか添付書類が必要です。

※児童扶養手当現況届受付期間中に「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を開催します。詳しくは児童扶養手当現況届の通知に案内文を同封していますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】市子ども福祉課 ☎ 31-0243

## 風しんの追加的対策について



風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、抗体保有率が他の世代に比べて低く(約80%)なっています。

そのため、**令和7年3月31日までの期間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は風しんの定期接種の対象者となります。**昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して、4月末に**風しんの抗体検査・予防接種の無料クーポン券(有効期限：令和5年3月31日まで)を送付しています。**職場での健診や定期受診の機会に、ぜひ抗体検査を受けてください。抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は定期接種の対象になります。

クーポン券を紛失された場合は再発行ができますので、子ども家庭支援課までご連絡ください。

【問い合わせ先】市子ども家庭支援課 ☎ 31-1381

広告